

東京圏から三木市へ移住し、起業・就業する方を応援します！

世帯 100 万円、単身 50 万円

移住支援金のお知らせ

東京一極集中の是正や地方の担い手不足対策のため、三木市へ移住し、起業・就業する方を支援する制度です。

1 対象となる方

- ・転入した日の前日までの10年間のうち、通算5年以上東京23区に在籍又は、在勤していた方
- ・移住後、5年以上継続して居住する意思のある方
- ・支援金対象の企業へ就職された方^{※2}又は、起業された方^{※3}

※令和元年4月1日以降に移住された方が対象となります。

2 対象となる就職の要件

- ・兵庫県が運営する「ひょうごで働こう！マッチングサイト」^{※1}に掲載され、「移住支援金支給対象法人」と表示のある企業へ就職された方



東京 23 区在住者・
23 区への通勤者

3 対象となる起業の要件

- ・兵庫県が実施する「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）」^{※2}に該当の方

4 申請できる期間

- ・対象求人に在職3か月以上又は、「ふるさと起業・移転促進事業（東京23区枠）交付決定以後で、移住後3か月以上1年以内の期間



※①「ひょうごで働こう！マッチングサイト」

兵庫県創業推進部新事業課 TEL：078-977-9072



※②「ひょうご産業活性化センター」

産業労働部政策労働局労政福祉課 電話：078-362-3227

<お問い合わせ先>

三木市総合政策部縁結び課 TEL：0794-82-3030（直通）